

# 「県下一斉メスジカ捕獲強化期間」実施要領

平成27年2月2日  
長野県 林務部 鳥獣対策・ジビエ振興室

## 1 趣旨

増えすぎたニホンジカが及ぼす被害から、豊かな自然や農林業を守るため、長野県では、被害対策の一環としてニホンジカの捕獲を推進している。

ニホンジカは里山や森林に生息し、1産1子で、餌となる草本等が芽吹きとなる春に毎年出産を行う。よって、個体数の増減に大きな影響を与えるメスジカを出産前に集中的に捕獲することで、効果的な生息密度の低減につなげることができる。

そこで、メスジカ出産前の一定期間を「県下一斉メスジカ捕獲強化期間（以下、「期間」という。）」と定め、県全域においてメスジカの捕獲促進を図る。

## 2 主唱

長野県  
長野県市長会  
長野県町村会

## 3 実施期間

平成27年2月16日（月）から平成27年5月31日（日）まで（約4か月間）

## 4 実施事項

県、市町村及び関係機関・団体等は、相互に連携を図り、地域で活動する捕獲者等の協力を得ながら、下記の取組みを行うものとする。

### （1）ニホンジカの集中的な捕獲

近年、長野県内のニホンジカ捕獲における雌雄比は、一定の割合（メス：オス=6：4）で推移している。これは、雌雄の選択的捕獲が難しいわな猟が広く普及している県内にあって、捕獲雌雄比が自然界の性比に限りなく近くなっているからであると推測される。

そこで、出産前のメスジカ捕獲を促進するため、期間中にニホンジカを集中的に捕獲することとする。関係機関毎の役割分担は下記のとおり。

### ア 県・市町村

○ニホンジカ捕獲に関する事業を実施する場合は、期間中に集中的な捕獲が行われるよう努める。

- 市町村・集落等に対し、捕獲対策に活用可能な事業の周知を図るとともに、必要な事業の実施について、市町村・集落等を支援する。
- 捕獲者に対し、捕獲強化期間の趣旨をご理解いただき、期間内の捕獲に協力いただけるよう要請する。

#### イ 捕獲者

- 県、市町村等からの要請に応じて、県民の安全確保を図りながら、期間内の集中的な捕獲を実施する。

### (2) 捕獲体制の整備

年度をまたぐ期間設定となっていることから、手続きの遅れによる捕獲活動の停滞を生じさせないよう、年度切り替えに伴う捕獲体制の整備や捕獲許可等といった事務処理を円滑に行う。関係機関毎の役割分担は下記のとおり。

#### ア 県・市町村

- 期間中に捕獲許可期間が終了することが見込まれる場合は、あらかじめ新たな捕獲許可申請を行う等、継続的な捕獲活動が実施できるよう努める。
- 「鳥獣被害対策実施隊」「集落等捕獲隊」「有害鳥獣駆除班」等を組織している場合は、年度当初から捕獲活動が行えるよう、あらかじめ捕獲体制の編成を行うよう努める。

### (3) メスジカ捕獲の重要性に関する普及・啓発

出産前のメスジカ捕獲の重要性や意義を県民に広く周知することで、期間中の取組みの円滑化を図るとともに、メスジカ捕獲促進を図る。関係機関毎の役割分担は下記のとおり。

#### ア 県・市町村

- 広報誌・インターネット等を活用して、強化期間設定の趣旨の周知を図るとともに、特に、春の行楽シーズンにおける入山者等に対する注意喚起を徹底する。
- 研修会等を通じてメスジカ捕獲の重要性や意義の啓発を図るとともに、捕獲に携わる人材確保に努める。

### (4) 期間中の安全管理について

捕獲強化期間が、山菜採取や溪流釣りのシーズンと重なることから、広報媒体を通じて入山者等の安全確保を図る。関係機関毎の役割分担は下記のとおり。

## ア 県・市町村

○捕獲の際の安全を確保するため、特に、入山が見込まれる場所等に注意看板や標識等を設置して注意喚起を行うとともに、鳥獣保護員等による見回りにより安全管理を強化する。

## イ 捕獲者

○地域住民、入山者等の注意喚起を促すため、捕獲実施する場所、期間、猟具等の周知（許可証等の明示）をするなど、捕獲実施の際の安全確保に留意する。

## 5 問合せ先

### （野生鳥獣被害対策チームの連絡先）

地 域	連 絡 窓 口	電 話 番 号
佐久	佐久地方事務所 林務課	0 2 6 7 - 6 3 - 3 1 5 2
上小	上小地方事務所 林務課	0 2 6 8 - 2 5 - 7 1 3 7
諏訪	諏訪地方事務所 林務課	0 2 6 6 - 5 7 - 2 9 1 9
上伊那	上伊那地方事務所 林務課	0 2 6 5 - 7 6 - 6 8 2 3
下伊那	下伊那地方事務所 林務課	0 2 6 5 - 5 3 - 0 4 2 3
木曾	木曾地方事務所 林務課	0 2 6 4 - 2 5 - 2 2 2 4
松本	松本地方事務所 林務課	0 2 6 3 - 4 0 - 1 9 2 6
大北	北安曇地方事務所 林務課	0 2 6 1 - 2 3 - 6 5 1 9
長野	長野地方事務所 林務課	0 2 6 - 2 3 4 - 9 5 2 1
北信	北信地方事務所 林務課	0 2 6 9 - 2 3 - 0 2 1 5
県全体	林務部 鳥獣対策・ジビエ振興室	0 2 6 - 2 3 5 - 7 2 7 3